

森林法施行規則の一部を改正する省令案の概要

I 趣 旨

- (1) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）において、林地開発許可制度、伐採及び伐採後の造林の届出制度並びに保安林制度の適正な運用を確保するため、申請又は届出に当たって真に添付を求める必要がある書類について規則に規定する。
- (2) 農林水産大臣又は都道府県知事が保安林の指定をする場合、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）で定める基準に準拠して定めることとされている指定施業要件について、この基準のうち植栽の方法に係るものに関し、現行では「満 1 年以上の苗」しか植栽対象として認めていないが、今般、同令を改正し、年齢が満 1 年未満のものであっても、満 1 年以上の苗と同等の大きさのものとして農林水産省令で定める基準に適合する苗を植栽対象として認めることとしていることから、同基準を規則に規定する。
- (3) 植栽本数については、現行では付録第 8 に定める算式により算出された本数とすることとされているが、一定の条件を満たす場合には当該算式により算出された本数よりも少ない植栽本数を指定施業要件として定めたとしても、保安林等の公益的機能の発揮に影響を及ぼすことがないことが、その地域の保安林以外の森林における植栽や造林の実績から明らかになっていること等を踏まえて、一定の条件を満たす場合には付録第 8 に定める算式により算出された本数よりも少ない植栽本数を指定施業要件として定めることができるようにする。
- (4) 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 49 号）により、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）が改正され、「配電事業」の定義規定（同法第 2 条第 11 号の 2）が新設されたことから、規則第 5 条第 16 号に規定する電気工作物の定義に反映させる。

II 省令案の概要

- (1) 添付書類に関する規定の見直し（規則第 4 条、第 9 条、第 48 条、第 59 条、第 60 条、第 61 条及び第 68 条関係）
各制度の適正な運用の確保を図るために真に必要な添付書類を位置付ける。
- (2) 保安林に係る指定施業要件の基準のうち、植栽対象の苗の大きさに係る基準の新設（規則第 57 条関係）
今般の森林法施行令の改正において省令委任した満 1 年以上の苗と同等の大きさに係る基準として、満 1 年未満の苗にあっては、同一の樹種の満 1 年以上の苗と同等の根元径及び苗長を有するものであることを規定する。
- (3) 保安林に係る指定施業要件の基準のうち植栽本数に係るものの見直しについて（規則第 57 条関係）

保安林に係る指定施業要件の基準のうち植栽の方法に係るものについて、規則付録第 8 の算式により算出された植栽本数よりも少ない本数を適用するために満たすべき条件を規定する。

(4) 電気事業法の改正を踏まえた電気工作物の定義の見直し（規則第 5 条関係）

規則第 5 条第 16 号に規定する電気工作物の対象となる事業として、「配電事業」を追加する。

Ⅲ 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日（ただし、(4)の改正規定は公布日施行）